

○滝川市就学指導委員会議規則

制 定 昭和 53 年 11 月 24 日 教育委員会規則第 15 号

〔注〕平成 13 年 8 月から改正経過を注記した。

改正 昭和 57 年 7 月 24 日 教委規則第 9 号 平成 11 年 9 月 28 日 教委規則第 25 号

平成 13 年 8 月 28 日 教委規則第 12 号 平成 15 年 3 月 28 日 教委規則第 3 号

〔題名変更〕

平成 19 年 3 月 30 日 教委規則第 3 号

（目的）

第 1 条 心身に障害のある児童生徒等（学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 4 条に規定する児童生徒等をいう。以下同じ。）の就学の適性を図るため、滝川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に、滝川市就学指導委員会（以下「指導委員会」という。）を置く。

〔平 13 教委規則 12・平 15 教委規則 3・一部改正〕

（所掌事務）

第 2 条 指導委員会は、心身に障害のある児童生徒等の特別支援学校又は小学校若しくは中学校の特別支援学級への就学に関し、教育委員会の諮問に応じ審議し、その結果を答申する。

〔平 13 教委規則 12・平 19 教委規則 3・一部改正〕

（組織）

第 3 条 指導委員会は、委員 19 人以内で組織する。

〔平 13 教委規則 12・平 15 教委規則 3・一部改正〕

（委員）

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が選出する。

- （1） 医師
- （2） 学識経験者
- （3） 関係教育機関の職員
- （4） 児童福祉施設の職員
- （5） 関係行政機関の職員

2 委員の職務期間は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の職務期間は、前委員の残りの職務期間とする。

3 委員は、再び選出されることができる。

〔平 13 教委規則 12・一部改正〕

（会長及び副会長）

第 5 条 指導委員会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、指導委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

〔平 13 教委規則 12・一部改正〕

（会議）

第 6 条 指導委員会は、会長が招集する。

2 指導委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 指導委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。ただし、答申を決する場合において、反対意見又は少数意見があったときは、会長は、答申書にその旨を併記しなければならない。

〔平 13 教委規則 12・一部改正〕

(部会)

第7条 指導委員会に、専門の事項を処理するため、専門部会を置くことができる。

2 前項の専門部会の委員は、教育長と協議の上会長が指導委員会委員の中から選出する。

3 専門部会の委員長及び副委員長は、専門部会の委員の互選によって定める。

4 専門部会の会議は、前条の規定に準じて行うものとする。

[平13教委規則12・一部改正]

(庶務)

第8条 指導委員会に、庶務は、教育部学校教育課において処理する。

[平13教委規則12・一部改正]

(施行細目)

第9条 この規則に定めるもののほか、指導委員会の運営に関し必要な事項は、会長が指導委員会に諮って定める。

[平13教委規則12・一部改正]

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 最初に発令される委員の任期については、昭和55年3月31日までとする。

3 滝川市特殊学級入級判別委員会規則（昭和49年9月12日教育委員会規則第15号）は廃止する。

附 則（昭和57年7月24日教委規則第9号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則（平成11年9月28日教委規則第25号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の滝川市就学指導委員会規則の規定は、平成11年4月1日から適用する。

附 則（平成13年8月28日教委規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月28日教委規則第3号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(新たに選出される委員の職務期間)

2 第3条の改正規定による委員の数の増加に伴い新たに選出される委員に係る最初の職務期間は、滝川市就学指導委員会規則第4条第2項の規定にかかわらず、既に選出されている委員の残りの職務期間と同様とする。

附 則（平成19年3月30日教委規則第3号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。